



弁護士

小宮 俊  
(こみや・しゅん)

<学歴>

慶應義塾大学法学部  
慶應義塾大学法科大学院

<職歴>

2016年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
弁護士登録(第一東京弁護士会)  
弁護士法人中央総合法律事務所入所  
2018年4月～2020年3月  
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)  
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任  
2018年4月～2018年7月  
監督局総務課 仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官  
検査局総務課 金融証券検査官を併任  
2018年7月～2020年3月  
総合政策局リスク分析総括課 金融証券検査官を併任  
2018年10月～2020年3月  
総合政策局マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室を併任  
2020年4月～2021年3月  
監督局銀行第二課 課長補佐(法務担当)  
2021年4月  
弁護士法人中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>

金融規制、コンプライアンス  
訴訟、紛争解決、M&A、一般  
企業法務

# 経営者保証に係る「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正

弁護士 小宮 俊

## 第1 はじめに

金融庁は、令和4年11月1日、経営者保証を徵求する場合における金融機関の説明強化等を盛り込んだ「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等(以下、単に「監督指針」といいます。)の改正案を公表し、同年12月23日には、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等の公表について(以下、「パブコメ回答」といいます。)とともに、改正後の監督指針を令和5年4月1日から適用することを公表しています

そこで本稿では、本改正の要点について、概観することとします。

## 第2 経緯・背景

経営者保証とは、中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となることをいいます。経営者保証は、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、経営者による思い切った事業展開やスタートアップの創業、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生、円滑な事業承継を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあるとされています。

経営者保証に関しては、平成25年12月、全国銀行協会と日本商工会議所が事務局を務めた「経営者保証に関するガイドライン研究会」が、民間の自主ルールとして「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「経営者保証ガイドライン」といいます。)を策定・公表しており、金融庁も、民間金融機関に対し、監督指針等を通じて、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守し、安易な経営者保証に依存した融資を行わないよう要請してきました。

こうした取組の結果、金融庁によれば、2017年度に16.5%であった「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」が2022年度上期に33.1%へ増加、2017年度に36.9%であった「事業承継時における二重徴求<sup>1</sup>の割合」が2022年度上期に3.5%へ減少するなど、経営者保証ガイドラインの活用状況は着実に改善されています。

他方、金融庁や中小企業庁における調査によって、金融機関と事業者との間で経営者保証ガイドラインの説明の有無におけるコミュニケーションギャップが明らかになっています。金融庁が行った金融機関へのアンケート調査によれば、新規融資において保証を徵求する際には、7割超の金融機関が「常にガイドラインについて説明を行う方針」としていると回答している一方で、中小企

業庁が行った委託調査によれば、「金融機関からガイドラインの説明を受けた」と回答している経営者は3割程度にとどまっています。金融庁は、このような金融機関・事業者(保証人)間のコミュニケーションギャップを解消するために、今回の監督指針改正を実施したことを明らかにしています。

こうした中で、金融庁は、令和4年12月23日、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、経済産業省及び財務省と連名で「経営者保証改革プログラム」を公表し、本プログラムの施策のうち「2.民間金融機関による融資～保証徵求手続の厳格化、意識改革～」の一環として、今回の監督指針の改正を実施することとしました。

## 第3 監督指針改正の概要及び求められる対応

改正後
<p>二、経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか(II-10-2参照)。</p> <p>a. どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的な内容(注) b. どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的な内容(注)</p> <p>(注)「経営者保証に関するガイドライン」第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。 その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については定性的・具体的な目録を示すことが望ましい。</p>
現行
<p>二、経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか(II-10-2参照)。</p> <p>a. 保証契約の必要性 (新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後
<p>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい。</p>
現行
<p>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められている。</p>

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(新旧対照表)(令和4年12月23日公表)より一部抜粋

## 1 金融機関が個人保証を徵求する手続きの厳格化

### (1) 金融機関における説明内容

これまで、監督指針上、経営者等との間で保証

契約を締結する金融機関には、経営者保証ガイドラインに基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うことが求められてきました。

- ①保証契約の必要性
  - ②原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること
  - ③経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること
- 本改正では、上記①保証契約の必要性に関して、より詳細かつ具体的な説明を行うことが義務付けられています。改正後の監督指針において、金融機関に求められる説明の内容は以下のとおりです。
- (a)どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容
  - (b)どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容
  - (c)原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること
- 上記(a)及び(b)の説明を行うにあたっては、経営者保証ガイドライン第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明することが求められています。

経営者保証ガイドライン第4項(2)より抜粋

(2)対象債権者における対応

対象債権者は、停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることとする。

また、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、上記のような代替的な融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で、検討する。

- イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
  - ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
  - ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- 二) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ホ) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

また、(a)及び(b)の説明を行うにあたって、その説明の程度に関しては、客観的合理的理由について、事業者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことが必要とされています。なお、説明の方法については、必ずしも書面により説明を行う必要はなく、保証人への確認方法も、署名・捺印のみならず口頭によるものでも問題ないとされています。

上記(b)の説明内容は、あくまで「どのような改善を図れば

保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」です。したがって、実際に説明を行う際は、事業者に対し「このような改善を図れば保証契約の変更・解除を確実に進めてもらえる」といった誤解を与えないよう、保証契約の変更・解除の可能性を高めるための改善に関する説明であることを明確にするなど、丁寧な説明を行っていくことが求められます。

(2)記録化

前述のとおり、本改正により、金融機関は、これまでよりも詳細かつ具体的な説明を主債務者、保証人に行うことが義務付けられましたが、その結果等を書面又は電子的方法で記録することも義務付けられています。

具体的な記録方法については各金融機関それぞれの運用に委ねられています。新たなシステム等の構築を求めものではなく、既存の日報等に記録する対応で問題ないとされています。

他方、当局や事業者等から確認を求められた場合などには、速やかに当該記録を確認し、必要に応じて提出できるような態勢を構築することが必要とされています。

2 取組方針等の公表

改正後の監督指針には、新たに「ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい」との記載が盛り込まれました。

対外公表に関しては監督指針上「望ましい」との記載がされていますが、経営者保証改革プログラムと併せて公表された要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について(令和4年12月23日)」(以下、「要請文」という。)において、以下の要請が行われていることなどに鑑みれば、上記取組方針等の対外公表についても、経営トップを交えた議論を通じて真剣に検討すべき事項といえるでしょう。

要請文より抜粋

監督指針(取組方針)

9. 民間金融機関においては、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等」について、経営陣を交えて議論し、対外公表すること。当該取組方針等は、『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』の内容も適宜参照のうえ、事業者とよりよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとして利用できる内容となるよう、具体的かつわかりやすい記載で「見える化」とともに、取組方針等に沿った運用が行われるよう職員への周知徹底等により現場まで浸透させること。

なお、当該取組方針等は、経営者保証に依存しない融資の促進に係る方針に加え、可能であれば、保証人等から保証債務整理の申出があった場合の方針についても盛り込むことが望ましい